

4 いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

本校は、いじめがすべての生徒に関係する問題であることに鑑み、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われているいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深め、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義といじめに対する基本認識

いじめ防止対策推進法第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の定義のもと、全ての職員が「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。」という基本認識にたち、全ての生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、ふざけ合いでも被害が発生している場合もある為、生徒の被害性に着目し、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

(3) いじめ防止等の対策のための組織

ア 生徒指導情報交換会

- (ア) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、進路指主事
- (イ) 活動 週1回定例会を開き、生徒の問題傾向及びいじめ等についての情報交換を行い、共通理解を図るとともに適切かつ迅速な対応を行う。

イ いじめ・不登校対策委員会

- (ア) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、進路指導主事、その他必要に応じて、関係のある本校職員及び関係機関職員
- (イ) 活動 月1回の定例会及び必要に応じて緊急に会を開き、いじめや不登校についての情報交換及びいじめ防止等の対策に関する共通理解並びに不登校への対応を図るとともに適切かつ迅速な対応を行う。

(4) いじめの防止のための取組

- ア 生徒の自己指導能力を育成するために、全教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進する。
- イ 生徒の豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 人権尊重の考え方や態度を育成するために、全教育活動を通じて人権教育を推進するとともに、その深化をより図るための人権学習週間を設定する。
- エ 保護者及び地域住民並びにその他の関係者との連携を図りつつ、生徒が自主的に行う生徒会活動を支援し、生徒の自治能力を育成する。
- オ インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、保護者や関係機関と連携して問題に効果的に対応するとともに、生徒及び保護者を対象とした情報モラルに関する研修会等を実施する。また、生徒会の「となりのフィル君」の取組を支援する。
- カ 修学旅行等における教育活動においても、生徒一人一人の状況を把握できるよう、1日の反省の中でいじめについての項目をもちこみ、チェックを行う。
- キ 生徒会がいじめ防止に向けて行っている「うきばむし撲滅」「TOMORROW エンジェル奨励」の取組を支援する。

(5) いじめの早期発見のための取組

- ア いじめに関する調査等
いじめを早期に発見するために、生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
 - (ア) いじめに関するアンケート調査（毎月1回）
 - (イ) 教育相談（学期1回）※心身の苦痛を感じてないか面談によって確認する。
- イ いじめ相談体制の整備
 - (ア) いじめ相談窓口の設置
 - (イ) スクールカウンセラーの活用
- ウ 日常的な観察
 - (ア) 日頃から複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないようにする。
 - (イ) 日頃から複数の教職員が、昼休み時間や業間の教室内や廊下等の生徒たちの様子に注意を払う。
 - (ウ) 日頃から保護者が、家庭での子どもの様子にも注意を払うよう、保護者と連携を密にする。

(6) いじめの解決及び再発防止に向けた取組

- ア 調査や相談、観察等でいじめの事実が疑われる場合は、関係職員は協力して、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- イ いじめの事実が確認された場合は、管理職に報告するとともに、いじめられている生徒の安全・安心を確保するための適切な処置をとる。また、すみやかに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事実の共通理解を図り、適切かつ迅速にいじめの解決を図るとともに、加害者、観衆、傍観者についても指導を行う。
- ウ いじめの事実及び解決の手立てを保護者に丁寧に説明するとともに、いじめられた生徒と保護者の不安を取り除くように誠意をもって対処する。
- エ いじめの事実及び生徒や保護者の状況を教育委員会に報告する。状況によっては、教育委員会と連携していじめの解決及び保護者への対応を図る。
- オ いじめた側といじめられた側の保護者間の争いを回避するために、いじめの事案に係る情報の共有を図るよう誠意をもって対処する。
- カ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処し、いじめの解決及び保護者への対応を図る。また、生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると認められるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- キ いじめの再発防止のための具体的な方策を共通理解し、保護者や関係機関と連携して学校全体で取り組む。
- ク いじめ解消については再発の可能性もあるため、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上つづくまで、しっかり見届け、心身の苦痛を感じていないかどうか面接等によって本人、保護者に確認する。
- ケ 県教委が実施する「学校における実態把握に関する調査」において、「現在もいじめが続いている」という生徒については、早急に追跡調査を行い、12月の生徒指導状況報告で報告を行う

(7) 重大事態への対応

- いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めた場合は、次の対処を行う。
- ア 重大事態が発生した旨を速やかに教育委員会に報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するための組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を行う。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒及び保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(8) 学校評価における留意事項

- いじめの事実を隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点に留意して、学校評価を実施する。
- ア いじめの早期発見のための取組に関すること。
 - イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。